

騒音規制法施行令別表第一（第一条関係）

一	金属加工機械	
	イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
	ロ	製管機械
	ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
	ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。）
	ヘ	せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
	ト	鍛造機
	チ	ワイヤーフォーミングマシン
	リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）
	ヌ	タンブラー
	ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
二	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
四	織機（原動機を用いるものに限る。）	
五	建設用資材製造機械	
	イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）
	ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
六	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
七	木材加工機械	
	イ	ドラムバーカー
	ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ハ	碎木機
	ニ	帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ホ	丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ヘ	かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
八	抄紙機	
九	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
十〇	合成樹脂用射出成形機	
一一	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	